

第16回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

《議事要旨》

審議事項	審議内容
第2章の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協働のまちづくりの基本原則の中の、「市民と市、また市民同士は、公共サービスの担い手、まちづくりの当事者であるパートナーとして、対等な関係を構築する」という文章について、「公共サービスの担い手」という言葉は市民から誤解を受けるので削除してはどうか、という意見がありましたが、地域でも介護に関わっていくなどの流れになっており、そのようなことを意識して貰うために、言葉として残し、誤解を受けないように、説明していく事になりました。</li> </ul>
第3章の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協働のまちづくり推進組織の役割の中の、一部分だけ文末が「役割を有する」という表現になっているので、その部分を他の文と表現を合わせることになりました。</li> </ul>
第4章の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協働のまちづくり推進組織の構成員の中の「自治会・町内会は、協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であり、等しくまちづくりの成果を享受する地域住民は」という文章について、主語がわかりにくいという意見がありました。</li> <li>● 協働のまちづくり推進組織の認定等の中で、申請や審査、届出先について、市と市長という表現が混在しているので、市長で表現を統一することになりました。</li> </ul>
第5章の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付金の交付の中の交付金の執行状況の調査に関する記述で、「市は適正に執行されていることを確認する必要がある場合は」という表現は、常に適正な執行を確認する義務が市にはあるので、「必要に応じて／必要がある場合は」という表現に変更することになりました。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域事務局に関する記述を条例に反映すべきではないかという意見がありましたが、地域に応じてその必要性や形態は異なることから、条例で規定する必要はないという結論になりました。</li> </ul>